意見書案第7号

国庫負担増額など国民健康保険制度の抜本的な改善を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月3日

取手市議会議長 入 江 洋 一 殿

国庫負担増額など国民健康保険制度の抜本的な改善を求める意見書(案)

茨城県の国民健康保険(国保)加入者数は約47万世帯、約82万人(取手市約1万9,000世帯、約3万人)、平均所得は約65万円に対して、1人当たりの国民健康保険税(国保税)は約9万3,000円(取手市約9万円)で14%もの負担となっています。

そのため、高すぎて払いたくても払いきれない滞納者は増え続け、正規の保険証を出してもらえず、命と健康が脅かされる制裁処置(短期保険証・資格証明書発行)を受けている人は、取手市内で約1,200世帯に上ります。「国保税が高すぎて払い切れない」「引き下げてほしい」という声は、加入者の高齢化や貧困化とともに、ますます切実です。

政府は1984年の国保法改定で、定率国庫負担割合を引き下げるなど、国保財政に対する国の責任 を後退させました。

その結果、茨城県の国庫支出金割合は、当時の46%から2015年度は21%にまで下がる一方で、加入者1人当たり保険料は3万円台から9万円台へと上がりました。政府の試算でも、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍です。

全国知事会などの地方団体は、政府に対し、国保の定率国庫負担の増額要望を続けています。2014年には、公費を1兆円投入して、協会けんぽ並み負担率にすることを求めました。

こうした中、本年4月から「国保の都道府県化」が実施されました。この最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れている自治体独自の国保税軽減をやめさせることです。収納対策の強化や病床削減、医療費削減などの実施状況を政府が"採点"して、予算を重点配分する保険者努力支援制度も導入しました。これではますます矛盾が拡大し、保険料値上げにつながります。自治体独自の負担軽減策の維持・拡充がさらに求められます。

よって、以下の要望を政府へ求めます。

- 1. 高すぎる国保税を「協会けんぽ」並みに引き下げるため、「均等割」「平等割」を廃止し、国は 1兆円の公費投入を行うこと。
- 2. 国による保険料(税)の免除制度をつくること。
- 3. 自治体は滞納者の生活実態をよく聞いて、親身に対応する相談・収納活動を行うように、国は 行政指導を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣